

【グリーンボンドフレームワーク】

1. 発行体概要

群馬銀行（本店所在地：群馬県前橋市）は 1932 年に群馬大同銀行として創立、1955 年に現在の行名である群馬銀行に改称しました。群馬県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスを提供しています。群馬銀行は企業理念に「地域社会の発展を常に考え行動すること　これが私たちの事業です」と掲げており、この理念に沿う形で 2019 年 2 月に制定した「群馬銀行グループ SDGs 宣言」に基づき、事業活動を通じた社会・環境課題等への取組みを更に強化し、持続可能な社会の実現と経済的価値の創造に努めています。また、地域のお客さまにも広く SDGs の啓蒙・普及を図るとともに、SDGs 達成に貢献するお客さま等を支援することにより、地域全体で持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいます。

2. 調達資金の用途

群馬銀行は、グリーンボンドの発行によって調達した資金を、以下の適格クライテリアを満たす新規および既存の融資又は支出に充当します。

適格クライテリア

a. 再生可能エネルギー

対象発電設備の資産の賃貸、取得、建設、運転、施設拡張を含む、当該発電事業向け融資

- i. 太陽光発電事業（子会社のぐんぎんリース株式会社が行うリース事業に関連する支出を含む）
- ii. バイオマス発電事業
※ただし、廃棄物由来のバイオマス資源である発電事業に限定する
- iii. 水力発電事業
※ただし、発電容量が 25MW 未満の発電事業に限定する

b. 環境配慮型私募債

銀行保証付私募債の適格基準を満たし、かつ次のいずれかを満たす太陽光発電事業を行う企業に対して実施する銀行保証付私募債の引受

- i. ISO14001 の認証を取得している企業
- ii. 環境省のエコアクション 21 の認証を取得している企業
- iii. 群馬県が認定する「環境 GS」の認証を取得している企業

c. エネルギー効率

LED 照明や空調設備の更新、建築物の改修等、エネルギー効率の向上に資する設備導入・改修向けの融資。以下のカテゴリー (e) に該当する融資は、カテゴリー (c) から除外

d. クリーンな輸送

以下の事業または取組みを含む、電気自動車 (EV) および燃料電池自動車 (FCV) 並びにそれを支えるインフラの購入・維持のための融資および支出

- i. 群馬銀行で実施する融資
- ii. 子会社であるぐんぎんリースにおける自動車リース事業
- iii. その他グループ会社において取組む社用車のエコカー導入の推進

e. グリーンビルディング

国内において認知されたグリーンビルディングの第三者認証を取得済みまたは取得予定、もしくは以下の基準相当を満たす建築物の建設、購入または修繕のための融資

- i. CASBEE : S、A、または B+
- ii. DBJ Green Building 認証 : 5 つ星、4 つ星、または 3 つ星
- iii. BELS : 5 つ星、4 つ星、または 3 つ星

- f. (a) 該当するグリーンボンドの発行日から遡って 5 年以内または (b) グリーンボンド発行以降かつ当該グリーンボンドの償還日以前に融資することに合意された融資および事業開始が決定された事業、または支出を対象とします。

3. 評価・選定プロセス

プロジェクトの選定における適格クライテリアの適用

適格クライテリアの設定については、グリーンボンドの発行を起案する総合企画部経営管理室（以下「経営管理室」）が起案し、経営管理室と群馬銀行グループの SDGs 宣言に基づく重要課題と取組み方針を策定した総合企画部経営企画グループ（以下、「経営企画グループ」）が協議の上、群馬銀行グループ SDGs 宣言で掲げる重点課題と取組み方針との整合性を確認しました。適格融資の選定にあたっては、審査部が融資審査を実施の上、経営管理室が適格クライテリアとの整合性を確認します。

環境目標

群馬銀行は、環境と産業が両立する真に豊かな地域社会の実現を目指し、以下の 4 つの柱から構成される「環境方針」を制定しています。

- 1) 省資源、省エネルギー、リサイクル活動の推進による、環境への負荷の低減
- 2) 金融商品・サービスの提供などを通じた、環境保全に取り組むお客様の支援
- 3) 役職員に対する環境教育の推進、役職員の環境保全活動の支援
- 4) 地域における環境保全活動の支援

さらに、2019年2月に制定した「群馬銀行グループSDGs宣言」の中では、持続可能な社会の実現と経済価値の創造の一環として「地球環境の保全と創造」を重点課題の1つと位置付けており、上記の環境方針に基づき、環境保全や美しい環境の創造に取り組むお客さまを支援するとともに、群馬銀行の事業における環境負荷の低減に取り組んでいます。また、2019年4月にスタートした新たな「2019年中期経営計画『Innovation新次元』～価値実現へ向けて～」は、上記のSDGs宣言の考え方をもとに策定されており、計画の達成に向けて取り組むことで、地域社会の持続的な発展への貢献をめざします。

環境リスク・社会リスクを低減するためのプロセス

群馬銀行では、対象となる投融資案件に関し、環境リスク・社会リスクを低減するために、適格クライテリアカテゴリー毎に必要な応じて、環境リスク・社会リスク関連情報を評価します。具体的には、審査部にて対象事業の事業開始検討段階における融資先での環境影響評価の実施の有無を確認し、必要環境関連法案等を遵守していることを確認します。環境影響評価の結果が重大と判断される場合には、投融資を見送ります。

4. 調達資金の管理

群馬銀行は、グリーンボンドの発行によって調達した資金を適格クライテリアを満たす新規および既存の融資または支出に充当予定です。また、経営管理室は、年次で、グリーン適格資産の合計額がグリーンボンドの発行額を下回らないよう管理します。グリーン適格資産の合計額がグリーンボンドの発行額を下回ることは想定していませんが、万一、下回った場合は、下回った分と同等額を現金または現金同等物として管理する方針です。

5. レポーティング

資金充当状況レポーティング

群馬銀行は資金充当状況につき、グリーンボンドの残高が存在する限り、以下の項目を年1回ホームページで開示予定です。

- ・ 適格クライテリア a～e のカテゴリー毎の充当額
- ・ 未充当金額
- ・ グリーンボンド残

また、充当完了後も、充当状況に重大な変化があった場合には、その旨開示する予定です。

インパクトレポート

群馬銀行はグリーンボンドの残高が存在する限り、以下の指標を年1回ホームページで開示予定です。

適格クライテリアカテゴリー	インパクトレポート指標
a. 再生可能エネルギー	CO2削減量合計値 (I) + (II) + (III)
太陽光発電事業	CO2削減量 (I)
バイオマス発電事業	CO2削減量 (II)
水力発電事業	CO2削減量 (III)
b. 環境配慮型私募債	CO2削減量
c. エネルギー効率	CO2削減量
d. クリーンな輸送	CO2削減量
e. グリーンビルディング	<ul style="list-style-type: none">・ 対象物件数・ 取得認証の種類・ 取得認証水準

CO2 削減量算出方法

■太陽光発電事業

$$A \times B \times C \times D \text{ (t-CO2)}$$

A: 太陽光発電設備の平均的な設備容量 20.05kW

B: 想定年間稼働時間 (1日8時間×365日)

C: 排出係数 0.000512 (t-CO2/kWh)

出所: 「電気事業者別排出係数 (特定排出者の温室効果ガス排出量算定用) - 平成 29 年度実績 - H30.12.27 環境省・経済産業省公表」 P7 「代替値」

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/110465.pdf>

D: 対象設備件数 (件)

対象太陽光発電事業向け融資件数 + ぐんぎんリースにおける購入設備件数

■バイオマス発電事業

$$\text{CO2 削減量} = E \times F \times C \times H$$

E: バイオマス発電設備の平均的な発電容量 5,000.00kW

F: 年間想定稼働時間 (8時間×365日)

C: 排出係数 0.000512 (t-CO2/kWh)

H: バイオマス発電事業向け融資案件数 (件)

■水力発電事業

$$\text{CO2 削減量} = I \times J \times C \times K$$

I: 水力発電設備の平均的な発電容量 897.65kW

J: 年間想定稼働時間 (24時間×365日)

C: 排出係数 0.000512 (t-CO2/kWh)

K: 水力発電事業向け融資案件数 (件)

■環境配慮型私募債

太陽光発電事業に同じ (但し「D:融資対象件数」を対象私募債件数に置き換える)

■エネルギー効率

$$\text{CO2 削減量} = (Q - R) \times C$$

Q : 設備導入前の電気使用量 (kWh)

R : 設備導入後の電気使用量 (kWh)

C : 排出係数 0.000512 (t-CO2/kWh)

■クリーンな輸送

$$\text{CO2 削減量} = (L - M \text{ 又は } N) \times O \times P$$

L: ガソリン車の CO2 排出量 132g-CO2/km

出所: 国交省「乗用車燃費規制の現状と論点について」P8

<http://www.mlit.go.jp/common/001224511.pdf>

M: EV 車の CO2 排出量 59g-CO2/km

出所: 国交省「乗用車燃費規制の現状と論点について」P8 2015 年時点 EV CO2 排出量
(日本)

<http://www.mlit.go.jp/common/001224511.pdf>

N: FCV 車の CO2 排出量 79g-CO2/km

出所: 経済産業省「EV・PHV 普及に向けた経済産業省の取組について」P6

O: 想定年間走行距離 1 万 km

P: 融資・導入対象 EV 車両数及び FCV 車両数 (件)